

## 議案 山倉地区乗合タクシーの実験運行に係る事業計画について

安佐北区山倉地区において、地域の生活交通の確保に向けた取組の一環として、新たに乗合旅客運送の導入を行うこととなったことから、地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等となっているか等について、その事業計画案をお諮りするものである。

### ■ 取組の経緯・背景

安佐北区山倉地区は、広島市中心部から北に約 20km、国道 183 号及び国道 54 号可部バイパスの北西側に位置している。地域の公共交通としては、国道 183 号において当エリアと広島市中心部を結ぶ路線バスが運行しているものの、当地区から停留所までは 1km 以上離れている。

また、地区内は狭隘かつ急勾配な道路が多く存在しているため、自家用車等の交通手段を持たない高齢者が最寄りのスーパー等への移動に制約を受けるなど、当地区における生活交通の確保が課題となっている。

このため、地域が主体となって、地域住民や市、交通事業者が参画する「山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会」を立ち上げ、住民アンケートや勉強会を実施するなど、生活交通の確保に向けた取組を進めている。現在、アンケート調査結果を踏まえた運行計画の立案に取り組んでおり、令和 7 年 11 月の実験運行を目指して検討を続けている。



## ■ これまでの取組内容

時 期	内 容
令和 5 年 7 月	市政出前講座の実施
令和 6 年 4 月	アンケート調査の実施
令和 6 年 8 月	地元協議会立上げ
令和 6 年 9 月	乗合タクシーの導入を決定
令和 6 年 10 月～	運行計画の検討
令和 7 年 11 月	実験運行開始（予定）

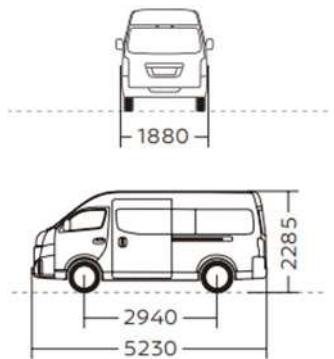
## ■ 協議事項

当地区において導入しようとしている乗合旅客運送の事業計画は以下のとおり。

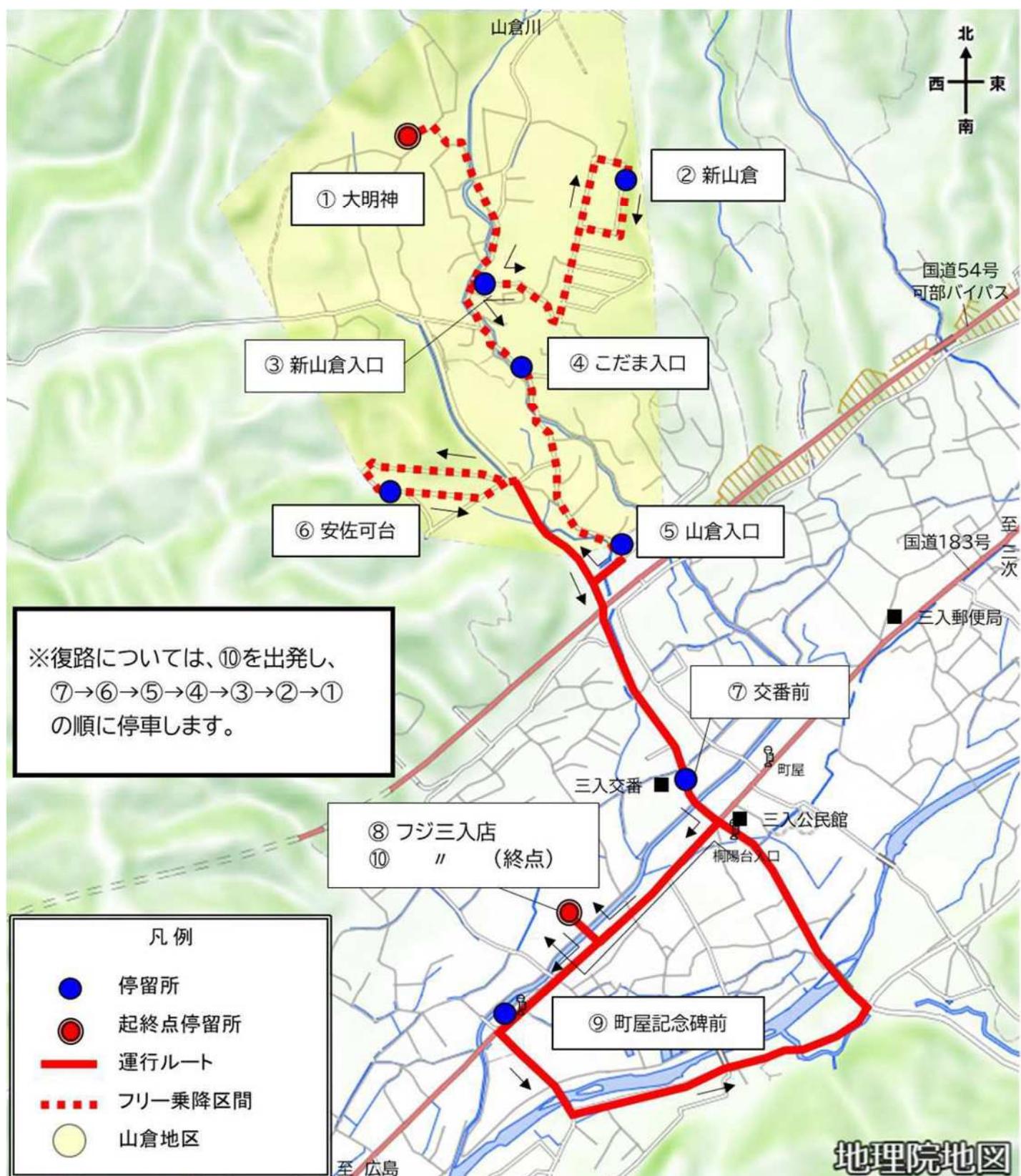
### ○事業計画（案）

名 称	山倉地区乗合タクシー（愛称：山倉ふれあいバス）	
実施主体	山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会（構成：上町屋 4 区町内会、上町屋新山倉町内会、上町屋安佐可台町内会、広島交通㈱、市公共交通政策部、安佐北区地域起こし推進課）	
運送事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号イ）	
運行の態様	路線定期運行（道路運送法施行規則第 3 条の 3）	
運行事業者	広島交通株式会社	
運 行 路 線・ 運 行 日 等 (P.4 路線図参照)	路線	山倉線
	系統	大明神～町屋記念碑前～フジ三入店（往路） 大明神～フジ三入店（復路）
	運行日	火曜日・金曜日 (12/31～1/3 及び 8/13～8/16 は運休)
	キロ程	5.2km 3.5km
	所要時間	25 分 20 分
	停留所	9 か所 (フリー乗降区間含む) 8 か所 (フリー乗降区間含む)
	便数	4 便/日 4 便/日
	使用車両 (P.3 使用車両参照)	
小型車両（乗車定員 13 人） 予備車含め 4 台		

## ■ 使用車両について

常用車両及び予備車両		
車種	トヨタ ハイエースコミューター	日産 キャラバン
車両外観		
型式・車台番号	型式：3DF-GDH223B 車台番号：GDH223-2004677 GDH223-2004678 GDH223-2004669	型式：3BF-DS8E26 車台番号：確認中 ※広島運輸支局へ送付する際には記入します
全長／全幅／全高	5,380mm／1,880mm／2,285mm	5,230mm／1,880mm／2,285mm
車両総重量	3,245kg	3,030kg
定員	13名（運転手含む）	13名（運転手含む）
導入路線	山倉線、今吉田線	
使用者	広島交通株式会社（広島市西区三篠町三丁目 14-17）	
使用開始予定日	令和7年11月1日	令和8年2月1日
導入車両台数	3台	1台

## ■ 路線図



## 時刻表

停留所	キロ程	時分	1便	2便	3便	4便
①大明神			8:25	9:45	11:15	12:15
②新山倉	0.8	4	8:29	9:49	11:19	12:19
③新山倉入口	0.5	2	8:31	9:51	11:21	12:21
④こだま入口	0.2	1	8:32	9:52	11:22	12:22
⑤山倉入口	0.3	2	8:34	9:54	11:24	12:24
⑥安佐可台	0.4	2	8:36	9:56	11:26	12:26
⑦交番前	0.9	3	8:39	9:59	11:29	12:29
⑧フジ三入店	0.4	3	8:42	10:02	11:32	12:32
⑨町屋記念碑前	0.3	3	8:45	10:05	11:35	12:35
町屋記念碑前接続便			8:50	10:11	11:41	12:41
			北部医療 高陽CA	八丁堀 広島駅	八丁堀 広島駅	八丁堀 広島駅
⑩フジ三入店	1.4	5	8:50	10:10	11:40	12:40
合計	5.2	25				

停留所	キロ程	時分	1便	2便	3便	4便
①フジ三入店			10:45	11:45	13:45	14:45
②交番前	0.4	1	10:46	11:46	13:46	14:46
③安佐可台	0.9	4	10:50	11:50	13:50	14:50
④山倉入口	0.4	2	10:52	11:52	13:52	14:52
⑤こだま入口	0.3	2	10:54	11:54	13:54	14:54
⑥新山倉入口	0.2	2	10:56	11:56	13:56	14:56
⑦新山倉	0.5	3	10:59	11:59	13:59	14:59
⑧大明神	0.8	6	11:05	12:05	14:05	15:05
合計	3.5	20				

## ■ 移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外認定）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合させる必要がある。

こうした中、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3条第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」については、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、地方運輸局長が、構造又は運行の態様により、当該基準に適合させ難い特別な事由があると認定し、当該基準を適用しないこととすることができる。

当該路線の運行経路には幅員の狭い道路があり、移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難であるため、当該路線で使用する車両については、基準に適合しない車両を使用することについて、本会議に諮るものである。

なお、当該路線で使用する車両については、新規車両（キャラバン）を導入する予定であるが、車両の導入予定時期が令和8年1月であり、運行開始時に導入が間に合わないことから、新規車両導入までの期間においては、新規車両と車幅や通路幅等が同等である広島交通今吉田線で使用している車両（ハイエースコミューター）を使用することとし、新規車両導入後、ハイエースコミューターについては、引き続き予備車両として使用する予定である。

また、新規車両はハイエースコミューターと同等の仕様で現在、製造中であり写真等の準備ができないため、本会議の説明資料として、ハイエースコミューターに関する資料（P.8 移動円滑化基準適用除外申請に係る資料参照）を添付する。

## ■ 移動円滑化基準のうち、適合困難な項目（着色箇所）

省令		概要	適合状況
第37条 (乗降口)	第1項	踏み段の色	適合
	第2項第1号	幅（80cm以上）	適合
	第2項第2号	スロープ板の設置	適合困難
第38号 (床面)	第1項	高さ（65cm以下）	適合
	第2項	滑りにくい材質	適合
第39条		車椅子スペース	適合困難
第40条 (通路)	第1項	幅（80cm以上）	適合困難
	第2項	手すりの設置	適合困難
第41条		音声等による運行情報提供設備等	適合
第42条		聴覚障害者のための意思疎通設備	適合

## ■ 車椅子利用者等への対応

### 1 車椅子利用者への対応

乗務員の介助等によつても対応が困難な場合は、他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。

### 2 聴覚障害者への対応

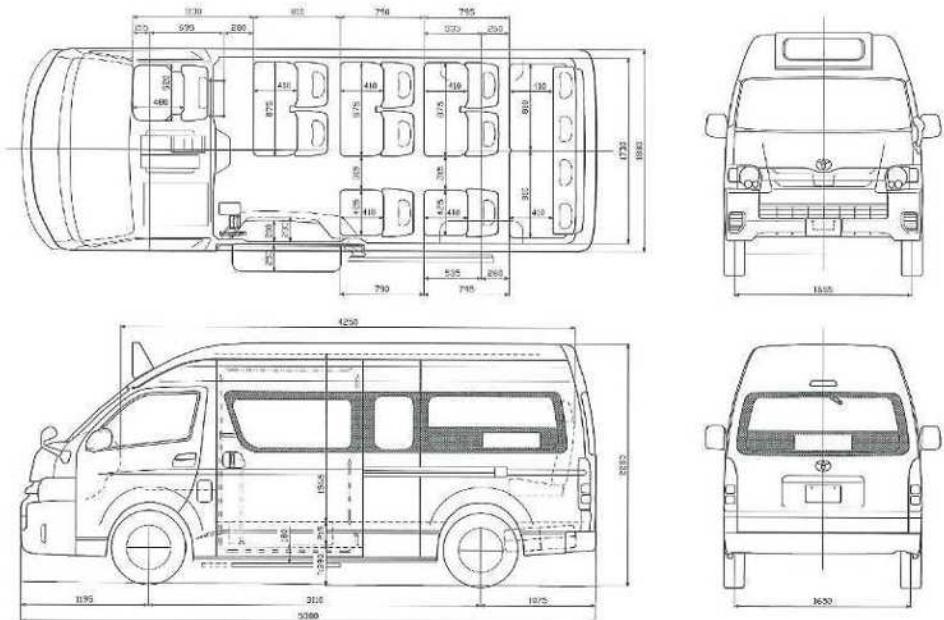
筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。

## ■ 将来の車両更新に関する協議の取扱いについて

今後車両更新を行う際には、同様の仕様の車両による更新である場合に限り、交通会議における再協議は不要とすることとしたい。なお、仕様が変更される場合には、改めて交通会議にて協議を行うものとする。

## ■ 移動円滑化基準適用除外申請に係る資料

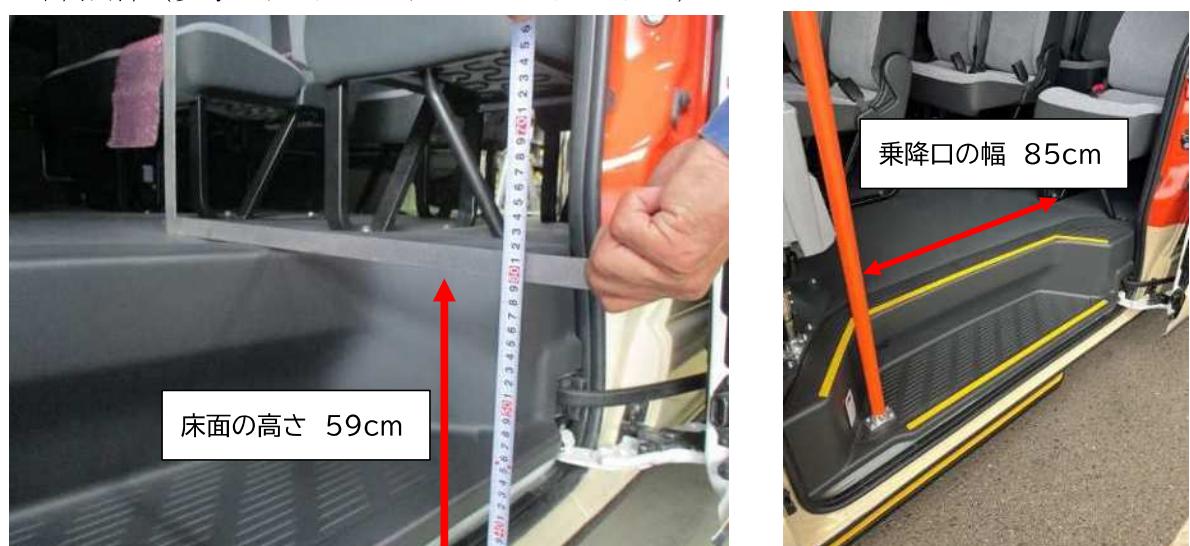
- 車両図面（参考　トヨタ　ハイエースコミューター）



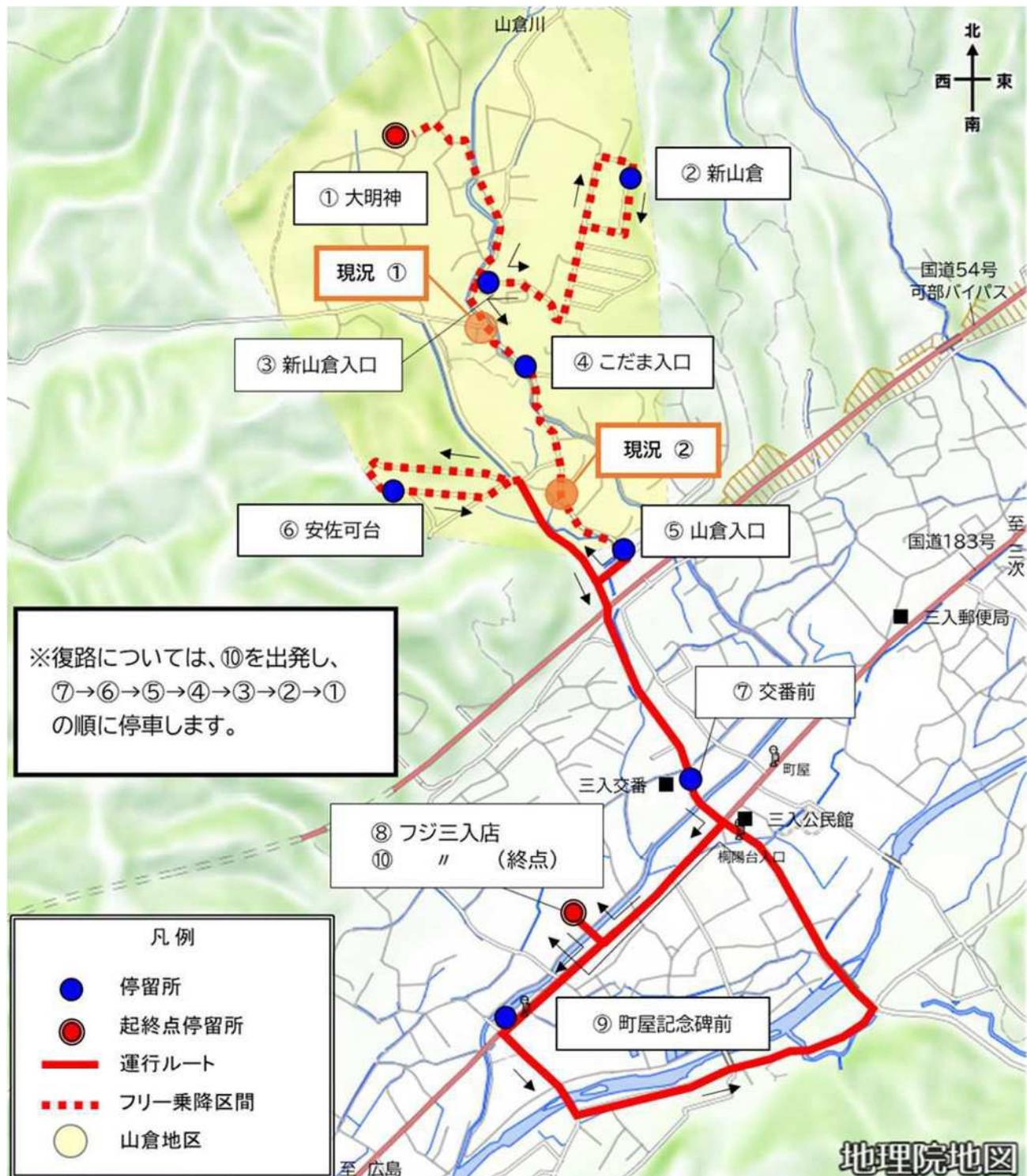
- 車両外観（参考　トヨタ　ハイエースコミューター）



- 車両内部（参考　トヨタ　ハイエースコミューター）



## ■ 幅員の狭い道路区間



## (参考)

### ■ 運賃

区分	運賃額
大人（中学生以上）	300 円
小児（小学生）	150 円
幼児（1歳以上小学生未満） ※保護者（小学生以上）1人につき幼児1人は無賃	150 円
乳児（1歳未満）	無料

### ■ 障害割引運賃表

区分	運賃額		
第1種身体障害者 第1種知的障害者 障害等級1級精神障害者  上記の方が手帳を提示または 介護マークのある手帳を提示	大人	本人のみ	150 円
		介護者あり	本人 150 円
	小児	介護者	150 円
		本人のみ	80 円
		介護者あり	本人 80 円
		介護者	150 円
第2種身体障害者 第2種知的障害者 障害等級2、3級精神障害者  上記の方で介護マークのない 手帳を提示	大人	本人のみ	150 円
		介護者あり	本人 150 円
		介護者	300 円（割引なし）
	小児	本人のみ	80 円
		介護者あり	本人 80 円
		介護者	150 円